

会 議 録

会議の名称	平成21年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第2回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成21年7月30日（木）午後6時～7時36分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成21年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成21年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成21年7月30日(木)午後6時～7時36分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成21年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①防犯資機材支給業務 ②子宮頸がん・乳がん検診台帳 ③食育メール配信システム ④保育所業務 ⑤長期優良住宅普及促進業務 ⑥特別支援教育副籍事業業務 ⑦特別支援教育業務 ⑧市民投票業務 ⑨福祉タクシー利用申請書変更届 ⑩小口生活資金貸付業務廃止届 ⑪障害福祉業務廃止届 ⑫老人保健法業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第5号 福祉タクシー代金の助成方法の変更に係る生活保護受給者名簿の目的外利用について

諮問第6号 子育て応援特別手当(21年度版)支給対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について

諮問第7号 子育て応援特別手当(21年度版)支給に係る配偶者暴力(DV)被害者情報の目的外利用について

諮問第8号 食育メール配信業務委託について

諮問第9号 市民投票のための投票資格者名簿の作成に必要な外国人登録原票の外部提供について

諮問第10号 市民投票システムについて

諮問第11号 市民投票システム業務委託について

(4) その他

ア 平成20年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

イ 審議会委員の任期満了について

ウ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松行康夫	恩田百合子	仮野忠男
白石孝	新実信正	平沼昌子
望月皓	山田和男	横尾和歌子

【市側】

市長	本多総務部長
<地域安全課>	
畑野地域安全係長	
<健康課>	
高橋健康課長	高橋健康係長
天野健康課主査	大関健康係主任
<保育課>	
小野保育課長	小平保育係主事
<まちづくり推進課>	
関根まちづくり推進課長	外山まちづくり係主事
<指導室>	
加納指導室長補佐	
<選挙管理委員会>	
小柳選挙管理委員会事務局長	
<情報システム課>	
伊藤情報システム課長	
<障害福祉課>	
佐久間障害福祉課長	林障害福祉課長補佐
江見障害福祉係主事	土屋障害福祉係主事
<保険年金課>	
鈴木高齢者医療係長	村上高齢者医療係主任
<子育て支援課>	
川村子育て支援課長	神田手当助成係長
西村手当助成係主任	
<市民課>	
若林市民課長	津田市民係主事
<企画政策課>	

天野企画政策課長

阿部男女共同参画室課長補佐

<総務課>

北村総務課長

三浦総務課主査

<傍聴者>

0名

高橋調整担当課長補佐

古谷男女共同参画室主任

稲村情報公開係長

【会 長】

それでは、ただいまから平成21年度第2回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、西口委員が所用で欠席されるという報告を事務局から受けております。なお、市長さんは公務がございまして、途中で退席されるという申出をいただいております。

それでは、まず、平成21年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に委員の皆様のお手元に草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

会長、報告と諮問をさせていただく前に一言発言をさせていただきます。

個人情報の保有等の届出状況につきまして、複数課において届出等が失念されていたことから、前回の審議会で担当から個人情報の管理目録を作成、簿冊の整理など、改善策を示させていただきました。委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことにつきまして、市長として改めておわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

つきましては、今回の件を受け、情報公開・個人情報に係る総括的責任者である総務部長、総務課長に対しまして、私から再びこのようなことのないよう、庁内への指導、監督を徹底するよう、改めて注意したところでございます。職員に関しましても、個人情報保護制度への理解を深め、厳正に運営すべく指導、監督を徹底してまいります。委員の皆様におかれましては、今後とも情報公開・個人情報保護制度の適正な運営のため、御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが14件、変更届が1件、廃止届が60件となります。

諮問事項について、今回諮問するのは、条例第12条に基づく、「福祉タクシー代金の助成方法の変更に係る生活保護受給者名簿の目的外利用について」、「子育て

て応援特別手当支給対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について」、「子育て応援特別手当支給に係る配偶者暴力（DV）被害者情報の目的外利用について」、「市民投票のための投票資格者名簿の作成に必要な外国人登録原票の外部提供について」、条例第14条に基づく、「市民投票システムについて」、条例第27条に基づく、「食育メール配信業務委託について」、「市民投票システム業務委託について」の合計7件となっております。細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

確かに承りました。

それでは、これから順次審議をさせていただきたいと存じます。

（市長退席）

【会 長】

それでは、審議に入る前に、事務局から説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始の届出が14件、廃止の届出が60件、変更の届出が1件です。廃止の届出につきましては、前回、御報告させていただいたとおり、廃止届提出の時期を、文書の保存年限に合わせてではなく、事業廃止の時期にするということで基準を統一し、庁内周知をしました。それにより、ここで届出が出されたものがほとんどです。

1ページ目が部課別の明細、括弧書きは廃止の届出件数です。2ページ目は、その内訳で、備考欄に諮問関連の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際にあわせて御報告させていただきます。

また、廃止届につきましては、制度廃止又は制度改正により不用となったものですが、後で、一覧表でお示しする形で、一括して御報告させていただきます。

それでは、最初に届出番号29-30は「防犯活動実施団体等資機材支給申請書」、それから関連いたしますので、29-31「こがねいし安全・安心あいさつ運動缶バッジ支給台帳」をあわせて報告させていただきます。

最初に、防犯活動実施団体等資機材支給事業ですが、14ページに実施要綱を

お付けしています。様式類集 1 ページになります。この事業は、市内で自主的に防犯パトロールを実施してくれる団体に対しまして、要綱第 3 条にあります防犯資機材を支給するというものですが、今回次に説明します安全・安心あいさつ運動事業の中、胸に着ける缶バッジを防犯資機材の一つとして支給することにしましたが、これについては団体単位に加えて個人単位でも支給することになったことから、係る申請書を個人情報として保有する必要が生じたものです。保有する個人情報の内容といたしましては、氏名、住所、電話番号等です。

続けて、届出番号 29-31 は「こがねいし安全・安心あいさつ運動缶バッジ支給台帳」で、16 ページに事業のパンフレット、17 ページ以降フローチャートなどをお付けしています。また、様式類集は、2 ページになります。

この事業は、子供の安全確保対策事業として位置付けていますが、あいさつを通じて、地域の方々との連帯を強化するとともに、市民一人一人の防犯意識を高め、小金井市を「犯罪のしにくいまち」にしていこうというものです。この事業は、市民の方だれでも御参加いただけるものですが、推進するための缶バッジを着けて御参加いただくこととし、その支給した方のリストを台帳化するものです。保有する個人情報の内容といたしましては、氏名、住所、電話番号等です。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。2 件ございますが、御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

ちょっと分かりにくいので質問ですが、趣旨はこれでよろしいかと思うのですが、缶バッジの支給を追加されるというのは、この 14 ページの支給要綱の中で、支給する防犯資機材に缶バッジを追加するのか、あるいは例えば腕章等のところを拡大解釈されるのか、あるいはその他市長が必要と認める防犯資機材というところに入れるのか、その辺の関係を教えてください。

【地域安全係長】

この防犯資機材支給要綱ですが、今おっしゃられたように第 3 条の 7 の「その他市長が必要と認める防犯資機材」という部分で整理させていただいております。

【白石委員】

そうしますと、平成 16 年 12 月 1 日制定の要綱は改正しないで、このままでということですね。

【地域安全係長】

そのとおりです。今おっしゃられたように、市長決裁をとりまして、要綱は改正しない形で整理させていただいております。

【会 長】

他にございますか。

【恩田委員】

具体的な作業について伺いたいのですが、缶バッジについては、団体の方が申請して、その申請書に基づいて台帳に記載するということよろしいのですか。

【地域安全係長】

缶バッジについては、申請書に基づいて管理し、台帳記載する形になります。

【恩田委員】

担当の方が台帳に転記するということですか。

【地域安全係長】

そのとおりです。

【会 長】

他にございますか。特に御意見がないようですので、これを承認いたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは続きまして、届出番号41-510は「子宮頸がん検診台帳」、こちらにつきましても、届出番号41-511「乳がん検診台帳」とあわせて報告させていただきます。20ページに、厚生労働省からの通知、21ページに実施要綱をお付けしています。様式類集は、3ページと4ページになります。

この事業は、女性特有のがんである二つのがん検診に対して、がんの早期発見、早期治療を促進するため、がん検診無料クーポン券を配布するというものです。検診手帳、クーポン券、受診案内などを対象者に送付することになりますが、係る対象者の検診台帳を整備する必要があるというものです。保有する個人情報の内容につきましては、氏名、性別、生年月日、住所、年齢等です。

【会 長】

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

これは年齢の刻みの節目的な検診だと思うのですが、対象者は住民基本台帳から要件を引っ張ってきて、リストを作って、個別に通知を出されて、その後は御本人の意思で受けていただくという流れでよろしいのですか。

【健康課長】

ただいまおっしゃられたように、住民基本台帳をもとに一定年齢の方の台帳を整備し、その方たちに対しまして検診手帳並びにクーポン券を発送いたします。受診後はこちらの台帳に受診の有無を記載するというものでございます。

【白石委員】

直接個人情報と外れるのですが、対象者は協定移住等の在住外国人も入っているのですか。それとも日本国籍だけなのですか。

【健康課長】

外国人の方も年齢に該当すれば対象となります。

【白石委員】

外国人登録原票からも引っ張ってくるということですか。

【健康課長】

はい。

【恩田委員】

すごくデリケートな情報だと思うのですが、利用の目的にがん検診推進事業と書いてあるのですが、この台帳をどのように推進事業に使うのですか。

【健康課長】

添付しています厚生労働省の通知にありますように、推進というのはまず、がんの検診手帳というのを、がん検診が大事であるということを一定年齢の女性の方に通知することです。また、クーポン券を発行することによって、そのクーポンを持って医療機関で受診いただくというものですので、そういった啓発並びに受診促進ということがこの推進事業の目的となっております。

【恩田委員】

市ではいろいろと台帳を多く作ると思うのですが、それがただ記録だけ残っていくのか、残すことに意味があるのか分からない部分があるので、どのように使うのか伺いたいと思います。

【健康課長】

今回の事業につきましては、国の緊急対策ということで、未来への投資につながる事業として国庫補助をもとに実施するものです。その実施に当たりまして、一定効果がある方たちを対象ということで、実施要綱にあるような年齢を設定されるということです。私どもとしてこの設定された年齢の方たちに対して実施をする。その場合に一定台帳を整理する必要があるので、台帳を記載するというこ

とです。がん検診につきましては、受診歴等から受診率等の計上もさせていただいて、広報等していますので、そのような活動にも務めてまいりたいと思います。

【恩田委員】

そうしますと、送られてきた方たちの何パーセントが検診するか分からないのですが、その辺のところを台帳で把握するということなのですか。

【会 長】

これは初回なのですか。それとも過去に同じようなある特定年度ごととか毎年度とか実施していて、当市の平均的な受診率を大体把握していて、その上で実施しているのかどうかを含めてお答え願います。

【健康課長】

従前から私ども、健康増進法に基づいたこのようながん検診は実施しています。それは一定年齢以上の方たち、健康増進法に基づいた年齢、例えば子宮がんでいいますと、20歳以上の方ということで、それは上限を設けている訳ではありません。乳がん検診につきましては、40歳以上の方ということで、やはり上限を設けてはいません。ただ、検診の効果という点から、隔年実施という形で皆様には受診をいただいているところです。

この今回の事業につきましては、国でその対象の中で5歳刻みの方たちに対して、手帳の送付と受診ができるクーポン券を送ることによってがん検診を認識いただく、そういう啓発の効果、また、そのクーポン券をお持ちいただくことで受診いただくということでがん検診自体の周知・広報と受診率の向上というものを目指す、その対象年齢を国で設定しております。その国の設定した年齢に対して、事業を実施をさせていただくということで、また、実施するに当たって、対象の年齢の方たちというのを、住民基本台帳で整理をする必要があるため、今回台帳を作ることにしました。

【恩田委員】

がん検診に対しては、効果とかいろいろと議論があるなかで、すごくデリケートな情報を、どんどん受診することによって市に渡すということ、私が他の方に聞いたのですが、市で健康診断を行い、どこかの診療所で受診するときに、本来自分に属する情報だから、その情報をいただくこともできると聞いたのです。だから、やはりそういうようなことで、市が体のことからすべていろいろな個人情報をお持ちになるということなので、どのようになっているのかなということがすごく気になったものですから。

【会 長】

ごもっともな御質問だと思いますが、山田委員、御専門の医学の立場から、この件についてコメントはございますか。

【山田委員】

別段、ここまで神経質になったことがないですね。

【会 長】

では、この実施要綱でよろしいという御解釈ですか。

【山田委員】

はい。

【会 長】

他にございますか。特に御意見がないようですので、これを承認いたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

届出番号41-512は「食育メール配信システムについて」の諮問事項とあわせて説明したいと思います。

次に届出番号15-49は「保育所巡回相談記録」です。様式類集は、5ページになります。平成20年4月1日適用の「保育所保育指針」が告示されていますが、新しい保育所保育指針では、子供の発達過程に応じた保育、障害のある子供の保育が明確化され、また新たに障害や発達上の課題が見られる子供の保護者に対する支援等についても明記されているところです。公立保育園で実施している障害児保育の他、発達過程の中で障害や発達遅滞が現れてくる子供も多く、保育所保育指針の実施に当たっては、専門的な知識を持つ者の助言、指導は欠かせない状況で、ここで保護者の方からの相談などに基づき、臨床心理士、作業療法士など専門家による巡回を行うこととするもので、この記録簿はそれに用いるものです。保有する個人情報の内容につきましては、氏名、性別、生年月日のほか、個別の指導内容等です。

【会 長】

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

この件は、前にもやったような気がするのですが、まず保存年限が長期12年となっているのは、就学してから義務教育終了までの期間も含めて12年と設定されているのかどうか。だとすると、例えば進学先のところにもこの情報を提供

するとすれば、どういう形で提供されるのか。その辺の仕組みというか流れについて、説明をしていただきたいと思います。

【保育課長】

12年とさせていただいたのは、在園期間が6年間で、あと小学校卒業までという形で12年とさせていただいています。また、小学校との連携については、前回の審議会の中でもお話をさせていただきましたが、基本的に今回のこの情報については、小学校に情報として提供する考えはございません。あくまでも保護者の支援という立場でこの様式を使うものですので、保護者との了解の中で、小学校に提供する場合は、この書式をそのままということではなくて、別の方法で提供していくことをこれから検討していきたいと考えているところです。

【白石委員】

そうしますと、様式5ページの巡回相談記録の一番上の欄外の了解済・未というのは、これは保護者に対する了解済・未という意味ですか。

【保育課長】

ここの了解済みと了解が未済のことですが、保護者から相談があった場合は了解済みになりますが、保育士が通常の保育を行っている中で、気になる子に関して、専門的な知識を持っている方から助言をいただかないと、保育に支障が出る場合もございます。その場合はできる限り保護者の了解を得ていくつもりですが、保護者の了解が得られなかった場合は、より慎重な取扱いが必要とはなりますが、そのように事業を行っていく予定です。

【白石委員】

大体分かりました。あと、この記録が手書きになるのか、あるいはパソコン等に様式を取り込んで作成するのか、いろいろなやり方を現場の方は取られると思うのですが、手書きの場合にはコピーを残す方はあまりいないと思うのですが、パソコンで作成した場合、パソコンの中にデータが残ってしまいます。そのデータを、保育士なり心理なりOT、STの方が、そのまま自分の手元に残してしまうようなことは、やはりきちんと指導するなり避けていただきたいと思いますが、その点の御配慮や指導はどうなっているのですか。

【保育課長】

基本的に相談記録簿については、専門的な言語聴覚士や作業療法士は、自宅には持ち帰りません。全部保育園の中で処理をし、基本的には手書きでやるように考えております。

【白石委員】

原理、原則は分かるのですが、多分、保育の現場の方は、例えば昼休み休憩すら満足に取れない方が圧倒的に多いと思うのですが、そうすると労働実態としては、持ち帰り残業をしている。要するに、残業と認められない自宅作業がかなり常態化しているのが全国的に見ても普通かなと思うのです。ですからその辺、原理、原則はおっしゃるとおりだと思いますが、やはり慎重な対応をしていただかないと困るかなと思います。

【会 長】

なかなかこの制度というのは、いわゆる法的な意味合いの形式性の問題と、現場の現実といいますか本音といいますか、そこのところはあるので、その管理がまさに担当課のマネジメントの問題だと思うのですが、その点を含めて担当課からお願いします。

【保育課長】

おっしゃるとおりですので、その辺についてはきちんと対応していきたいと考えています。基本的には園内で、正規の職員や非常勤ではなく、専門的な方に謝礼をお支払いして仲介相談を行っていただくものですので、園内でのみこの書式を使い、園内のみこの情報を共有するということは、6月に皆さんが集まったときにもそのお話はさせていただいています。なので、さらに徹底をしていきたいと考えています。

【会 長】

関連して質問ですが、各園において、専門家の方が、カルテという形で園内において記録が残されていくのかどうか。そこのところを、もう一度確認のために説明をお願いします。

【保育課長】

御指摘のとおりです。保育士が、このカルテをもとによりよい保育をしていくためのものですので、園内でのみ使用できるものと位置付けております。

【会 長】

他にございますか。特に御意見がないようですので、これを承認いたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして届出番号43-11は「長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る事前照会報告書台帳」です。24ページ以降、概要等お付けしています。様式類

集は7ページになります。

長期優良住宅とは、劣化対策や耐震性に特に優れた住宅で、100年程度の耐用性のあるものとのことです。長期優良住宅に認定されると、税制上などで優遇措置が受けられます。認定自体は東京都多摩建築指導事務所がすることになりますが、100年という長く維持される住宅であるという観点から、市が決定する都市計画法上の地区計画や都市計画施設、これらと整合性を図る必要から、市に事前照会がされることになっており、係る内容について報告書台帳に記載するというものです。保有する個人情報の内容につきましては、氏名、住所、電話番号、土地の地番になります。

【会 長】

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。

こういう100年もつ意味での優良住宅の法的な認定というのは、認定を受けたら長期性のある優良住宅ということですので、アメリカ等の他国の例を見ますと、公的に認定を受け優遇措置を受けたことを証明するために、住宅のどこかにプレートを出して優良住宅のライセンスを受けたと表示するということがあるのですが、我が国はただ書面上だけで、売買や取引で資産の掲示をするときには、確認行為をしますが、取引がある度にやるのかどうか。その点技術的なことですが、教えていただきたいのですが。

【まちづくり推進課長】

大変申し訳ございませんが、我が国がプレート等でやるかどうかというのは現在確認しておりません。先ほど総務課長から説明がありましたとおり東京都が認定するものです。市は公園や道路を造る場所を都市計画で決定しておりますので、その土地に家を100年間建てられてしまいますと、都市計画上問題があるということになりますので、市が東京都に、この土地は今後道路や公園になりますということを事前に提出するものです。

【会 長】

アメリカの例では、必ずハウジングに関するライセンスというのは、行政の中でも独特の風習文化があるようですし、必ずプレートで明示するわけです。第三者が公的にそういうことを常に確認し合うということで成り立っているのですが、我が国は登記所に行って、書面上の確認をしないと分からない。見ても分かる、見える化という、よりいろいろな文化価値を持つ多民族国家で、現在はアメリカだけではなく、イギリス、フランス、ドイツでも、そういう色彩を持っておりま

すが、ライセンス行政は全部表示するというのがあるので、我が国も、小金井市だけ論じても仕方がないのですが、何かそういう表示があると、現代風かなと思いましたので。

他にございますか。特に御意見がないようですので、これを承認いたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に、届出番号32-72は「副籍児童生徒一覧」、それから届出番号32-73は「地域指定校一覧」も関連しますので、あわせて報告させていただきます。27ページ以降に、副籍制度のパンフレットをお付けしています。様式類集は、8ページと9ページになります。副籍制度は、特別支援学校、こちらは従前養護学校と言っておりましたが、こちらに在籍する児童・生徒が居住する小中学校に副次的に籍を置いて、授業や学校行事への参加を通して、あるいは学校便りの交換をするなど、交流を通じて相互理解を深め、豊かな心を育むことを目指すというものです。

様式類集、8ページ、「副籍児童生徒一覧」は、副籍を希望する児童・生徒の名簿一覧で、特別支援学校から教育委員会に送られるものです。氏名、性別、住所、在籍校、学年、電話番号が記載されることとなります。それから9ページは、「地域指定校一覧」になりますが、副籍校が決定されるに際し、作られるもので、同じ個人情報のほか、指定された学校名が記載されます。

【会長】

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。よろしいでしょうか。特に御意見がないようですので、これを承認いたします。それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは続きまして、届出番号32-74は「個別の教育支援計画」、届出番号32-75は「個別指導計画」、それから届出番号32-76は「実態把握表」についても関連しますので、あわせて説明させていただきます。29ページ以降、特別支援教育につきまして、資料をお付けしています。利用の目的が特別支援教育業務となっていますが、先ほどの副籍制度もその一環ですが、特別支援教育というのは、障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支

援を行うものとされておりまして、平成19年4月から学校教育法に位置付けられています。今回の計画及び表につきましては、個々の児童、生徒ごとに作成されるものです。

順番は前後しますが、先に届出番号32-76「実態把握表」、様式類集は12ページになります。特別な支援を必要とする児童、生徒について、学校の先生が記録にとどめるもので、氏名、在籍校等のほか、保護者や本人の希望、担任の所見、学習の様子などが記載されます。

続いて届出番号32-74「個別の教育支援計画」、様式類集は、10ページになります。こちらは長期的な視点で学校教育期間を通じて、一貫して的確な支援を行う目的で策定するものであり、将来についての展望、支援の目標、必要と思われる内容などが将来の準備的視点に立ち盛り込まれるという形になっています。氏名、性別、住所、生年月日等のほか、将来の希望、支援内容、障害の有無、程度、支援会議の記録などが記載されます。

最後に届出番号32-75「個別指導計画」、様式類集は11ページになります。先の教育支援計画などを踏まえ、より具体的に、一人一人の教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだもので、学校と保護者が連携してつくる指導計画とされています。氏名、性別等のほか、本人、保護者の願い、実態と目標、支援内容、指導の手だてなどが記載されます。

【会 長】

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。

【恩田委員】

地域の中で子供を育てるという視点からすごく大事なことだと思うのですが、これから始まるということで、小金井市の中で、どのぐらいの学校が地域指定校になるのか、その辺の予測みたいなものはあるのですか。

【指導室長補佐】

地域指定校がどこになるかといいますと、先ほどの副籍制度に戻るかと思いますが、どこの学校も地域指定校になる可能性があります。現在、副籍において地域指定校になっていますのは、つまり副籍を行っている学校は、市立小学校は9校のうち7校、市立中学校は5校のうち3校です。

【恩田委員】

そうすると、第一小学校に梅の実学級などがありますが、それらの学級とはどのように関連するのですか。

【指導室長補佐】

副籍の地域指定校という場合は、特別支援学校、以前の養護学校、例えばこのあたりでいえば小金井特別支援学校になりますが、そちらの児童、生徒が小金井市の小中学校と交流をします。それが副籍制度です。今委員がおっしゃいました各学校にあるのは、以前で言えば障害学級、今で言えば特別支援学級と申します。それらは小学校の中であって、情緒障害や知的障害のあるお子さんが所属している学級です。その違いがあります。

【恩田委員】

最初に保護者の方が養護学校にお子さんを通学させるか、その辺のところから違ってくるわけですね。

【指導室長補佐】

そうです。就学の段階で、障害の状況によって、普通学級で支援を行いながら通うことができるか、特別支援学級、つまり小学校や中学校の中にある特別支援を行う学級に入ることがよいか、もっと少人数の対応で特別支援学校がよいかというように、相談をすることになっています。

【白石委員】

様式でお伺いしたいのですが、様式類集の10ページから12ページで、参考様式1、2、3は、文部科学省又は東京都教育委員会が参考様式として示したほぼ統一様式なのか、それとも小金井市教育委員会独自のものなのか、教えてください。

【指導室長補佐】

御指摘のとおりこちらは東京都教育委員会から示されたサンプル資料です。各学校ともこの参考様式をもとにして作成しております。

【白石委員】

そこで関連ですが、10ページの参考様式1の一番下、欄外ですが、「私は、以上の内容を了解し確認しました。」ということで、氏名を記入する欄がありますが、これは保護者の確認欄ですか。

【指導室長補佐】

保護者の確認欄です。

【白石委員】

そうしますと、参考様式2と3は、特に保護者は見ないのですか。

【指導室長補佐】

はい。保護者の確認が必要なものとしては、教育支援計画のみということになっております。例えば、参考様式3の実態把握表は、保護者の了解を得ないで、教員が作成して、指導のために生かしていく場合もありますので、保護者の方にこれを見せるということは特に必要といたしません。

【白石委員】

届出状況8ページの32-74から32-76で、保存年限6年となっておりますが、対象は小・中学校ですよね。そうしますと、例えば全期間だと小学校6年、中学校3年で9年になりますよね。でも保存年限が6年と設定している意味というのは何なのですか。

【指導室長補佐】

今のところ、小学校、中学校で、この様式を連携させていくという点については検討しておりますが、まずは学校の中でということで6年間としております。これはあくまで、最長としての6年間ということで示しております。

【白石委員】

そうすると、保管場所は各小学校、中学校に保管されるという理解でいいわけですね。

【指導室長補佐】

はい。各学校に厳重に保管されております。

【白石委員】

はい。分かりました。

【会 長】

内容からいたしまして、これも非常に慎重に扱うべきもので、ただいまの白石委員の御質問に、そういう点が相当カバーされていたと思いますが、他に御質問等よろしいですか。

特に御意見がないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次の市民投票に関するものと、それから福祉タクシーに関するものは諮問事項と関連しますので、その際に説明させていただきます。

以降、廃止届になりますが、33ページ以降に一覧をまとめさせていただきました。前回に報告させていただきましたが、廃止届の時期を文書の保存年限に合わせてではなく、事業廃止の時期にするという基準をここで統一したため、一斉

に届出が出されたものです。最初の保育課の2件だけは、5月の文書整理で既に廃棄したもので、これは今までどおりで、保存年限に基づき廃棄済みのものです。いずれも制度の廃止、制度改正のため不用となったものです。備考欄にありますように、いずれのデータも文書倉庫に保管されていまして、この後は文書管理規程に基づきまして記載されている年度をもって廃棄処理、こちらは指定工場で溶解処理し、リサイクルをするものですが、そのようになっています。

廃止につきましては、本一覧表をもって説明と代えさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【会 長】

ただいま廃止届関係につきまして、説明がありました。大変案件が多いので、お手元の報告書の33ページ以降に一覧表として集約しているということです。主として、これは制度改正に伴うものという御説明がございました。いかがでしょうか。

特に御質問や御意見がないようですので、これを了承いたします。

それでは、今日の審議案件のうち、個人情報保有等届出状況報告につきまして、先ほどの廃止案件を含めまして、了承いたしました。

それでは、諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書を御覧ください。諮問第5号は「福祉タクシー代金の助成方法の変更に係る生活保護受給者名簿の目的外利用について」です。2ページ以降福祉タクシー事業概要、実施要綱の資料をお付けしています。福祉タクシー制度ですが、一定の障害のある方を対象にタクシー料金の助成をするもので、従前はタクシー券を交付する形で行ってきたものです。しかし、ここでタクシー券を偽造する問題が相次いだため、タクシーの協会がタクシー券の販売を中止しております。そのため、担当課では事後支給の方法、半年に1回、領収証やレシートによって確認して後で支払う方法に切り替えることになったわけですが、対象者のうち、生活保護受給者の方については、半年間立て替えて支払うことが資力的に困難であることから、希望により交付対象期間を3か月に短縮し支給することとしました。よって対象となる障害のある方のうち、生活保護受給者であることを把握することにより、漏れがないよう本制度を周知するために生活保護受給者台帳を継続的に目的外利用したいというものです。

お手数ですが、個人情報保有等届出状況報告書の9ページにお戻りください。

様式類集は、13ページになります。福祉タクシー利用申請書の変更です。申請書に生活受給の有無等を付け加える必要があるために変更するものです。追加内容は、届出状況、個人情報の内容に記載してあるとおりです。

【会 長】

ただいま説明がございましたが、御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。

特に御意見がないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、続きまして諮問第6号「子育て応援特別手当支給対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について」です。資料といたしまして、5ページ以降に事務処理の流れ、それから6ページに手当の内容についてお付けしています。子育て応援特別手当に関する外国人登録原票の目的外利用については、平成20年第4回の審議会で一度諮問させていただき、既に御承認をいただいているところですが、ここで資料にありますとおり、対象となる子の範囲が第二子以降に対するものから第一子まで拡大されることになりました。

本手当は外国人の方も支給対象となることから、この登録原票を利用して対象者を抽出するというところで、前回御承認をいただきましたが、今回もそれについて変わりはありません。ただ、支給対象が変更になっておりますので、諮問事項とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【会 長】

これまでに既に審議があった旨の報告を含めて、説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。

特に御意見がないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして諮問第7号は「子育て応援特別手当支給に係る配偶者暴力（DV）被害者情報の目的外利用について」です。こちらも引き続き、子育て応援特別手当支給に係る案件ですが、これまでDV被害者の方については、住民登録が支給の要件である関係から、本手当を支給することがなかなか困難だった事情がありました。今回、それらの方も支給を受けられるように体制を整備することになりました。資料として、8ページ以降にフロー図、支給の流れを付けています。

対象者を把握するために、企画政策課男女共同参画室が保有するDV被害者名簿を目的外利用したいというものです。

【会長】

先ほどの諮問第6号とも関係しておりますが、諮問第7号の説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

ちょっと記憶が定かではないのですが、DV被害者の住民登録については、閲覧制限が法的にかかるようになっていたと思いますが、そこを確認したいのですが。

【市民課長】

閲覧制限につきましては、閲覧簿からは外しています。

【白石委員】

少し分かりにくいのですが、9ページの2に「支給事務の大まかな流れ（1）転居届提出期限日10月14日までにDV被害者が支援措置を活用して、実際の居住地などに住民登録を変更するよう周知徹底」とありますよね。10ページには「(ア) どうしても住民登録を変更することができなかったDV被害者は、配偶者暴力相談支援センター等の証明書」と。要するに、この辺はある程度弾力的な対応ができるということですか。

例えばこの前、あるテレビ番組でDV被害者の方のインタビューで顔はもちろん映さない、音声も変えて、手だけ映したら加害者が、これは本人だということで探そうとしてきたわけです。そのぐらい非常にデリケートな問題なので、こういう届出行為一つでも神経的にはとても厳しいのです。だから、その辺は本当に、この制度が個人情報担保しながら、なおかつ有効活用できる制度になるのかというのが決め手だと思うので、その辺の御配慮がどのようになっているのかをお聴きしたいと思います。

【男女共同参画室課長補佐】

住民登録をされている方には閲覧の制限があります。被害から逃れるためにどうしても住民登録ができない方で、小金井市に住んでいる方については、市で支援に関する要綱を定めまして支援をしているところです。その要綱に基づいて支援の申出をしている方については、男女共同参画室で情報を持っていますので、被害者に配慮しつつそれを提供することになります。

【白石委員】

多分一定の蓄積が行政にもできてきていると思うので、かなり配慮された対応をされるのかなと思うので、その点、よろしく願いいたします。

【会 長】

特に行政側は、定期的な人事異動があつて課員が変わりますが、内部的に申し継ぎ事項にそういうことも含めて、担当者が交代する場合に、今のような微妙な点についての情報の継承を上手にやっていただきたいと思います。ほかに何かありますか。

特に御意見がないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、諮問第8号「食育メール配信業務委託について」です。12ページ以降に事業概要、システム概要、仕様書等を付けています。食育メールは、乳幼児食の情報提供、知識の普及、食に対する悩みや不安の軽減を目的として、いろいろな情報をメール配信するもので、登録手続を始めとして個人情報の管理を民間業者に委託するものです。委託処理する個人情報の項目は諮問事項記載のとおりで、メールアドレス、登録者氏名、生年月日、住所等になります。その他、委託内容、受託者への条件、個人情報の記録の形態等、諮問事項記載のとおりです。

お手数ですが、個人情報保有等届出状況報告書にお戻りください。5ページ、届出番号41-512になります。本事業の実施に当たって保有する様式の個人情報の届出ですが、利用者の氏名、性別、生年月日、住所、そしてメールアドレスになります。

【会 長】

ただいま諮問第8号について説明がございましたが、この案件は同時に、届出事項と一体化して、ここで審議をさせていただくということです。御意見、御質問があればお受けいたします。

【恩田委員】

この食育メールの委託というのは、市のホームページを見ますと編集委員の方がやっている食育のホームページがありますよね。そのところとの関連はどうなっているのですか。

【健康課長】

ただいまおっしゃっていただいたように、市のホームページとは別に食育ホー

ムページ編集委員会の皆さんにお作りいただいたものもあります。本事業につきましては、市民の方から登録をしていただくとパソコンや携帯電話に食育に関する情報が届くというメール配信事業です。

そのメール配信の中で市のホームページの御案内等はできますが、直接リンクをする予定はありません。

【平沼委員】

この食育事業というのは、昔は保健所がやっていたと思いますが、今は健康課でよろしいのですか。

【健康課長】

市では、食育基本法に基づきまして、小金井市食育推進計画を策定いたしました。保健所は保健所で食育事業の所管がございますが、本メール事業については、小金井市の食育推進計画に基づいて、私ども健康課で実施するものです。

【平沼委員】

その健康課のメール配信ですが、もしお尋ねするのであれば、健康課に伺えばよろしいのですか。私どもと時代が変わっておりますので、今の方たちはメールでなさるのかもしれませんが、ちょっとメールだけというのは、本当にお出来になるのかしらと思ひまして。

【会 長】

現在、情報リテラシーが世代間に厳存しているもので、世代的なものを含めて、市はそれを、現実的にどのように処理なさっているか、説明がほしいということですね。

【健康課長】

食育に関する事業については、そのメール配信事業以外にも当然やっているわけです。それは私ども健康課で栄養教室や栄養相談等も実施しています。ですから、何かそういったことをお尋ねになりたいのであれば、健康課にお問い合わせいただければ対応いたします。

新たに、メール配信により皆さんに情報提供をし、また、知識の普及と意識の醸成をいただくということを目的に実施いたしますので、それだけをやっているわけではございません。

【会 長】

そうすると食育ということですが、これは比較的、表現しにくいですが、年齢的なものは、あらゆる関連することではもっと限界があるのだと思いますが、食

育に関連するということですので、大体コンピューターリテラシーを持っておられる、要するにコンピューターを所有し使える環境にあることを市は大前提にしておられると、公平性ということから、それに漏れた方はいないのかという点については、どのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

【健康課長】

このメール配信の対象ですが、乳幼児の方に対する食育メールが前提ですので、乳幼児をお持ちの保護者の方がこのメールを受信いただく対象の方と認識しています。パソコン、携帯等、どちらも対応するようなメール配信事業ですので、どちらかをお持ちの方がほとんどなのかと認識しております。

【会 長】

なるほど。若い世代の方だとパソコンそのものじゃなくて携帯でのメールの受け取りですね。我々、少し年をとっておりますと、パソコンというと、要するにデスクトップやノートを想像しますが、学生を含めて若い方々は、携帯で受け取るということですね。

【仮野委員】

だれがつくって、送られる内容はどんなものが送られるのですか。

【健康課長】

健康課では、例えば管理栄養士の職員が正規職員としております。管理栄養士が乳幼児の健診や離乳食教室など、さまざまな栄養に関する講習や教室を実施しているところです。配信する内容については、登録いただいた際のお子さんの年齢によって配信するメニューに変化をつけようと考えています。そこには、離乳食の内容であったり、もうちょっと進んだ大人と同程度のものを食べられる子たちに対するものであったり、また、季節ごとのものであったりというものです。

【会 長】

これは、いわゆるメールマガジンとはまた違う形式と考えていいのですか。メールマガジンにほとんど近いもの、そういう情報量の重いものではないのですね。

【健康課長】

携帯で受信をしますので、あまり重たいものを送るということもないのかなと思っておりますが、具体的にどれぐらいのことまでは、まだ詰めてはいません。

【会 長】

私もいろいろな専門分野のメールマガジンを受け取っておりますが、情報のキ

ャパシティーが非常に大きいので、ファイルの容量制限で時々警告を発せられて、見たらすぐに消さないと次がスムーズに入ってこないということがあります。携帯で受けるということで、あまり重いものは受け取れませんので、そこは工夫があるということで、小金井市もまさに高度情報化時代にふさわしい市民サービスの行政を始められるということですね。ぜひ、食育に限らず、今後この方面は技術進歩とともに、情報サービス行政というのは展開としてあり得るのかなど、これを伺いながら思いました。

他に御質問等よろしいですか。特に御意見がないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問第9号から第11号までは、市民投票に関するものになりますので、一括して説明させていただきます。25ページ以降に市民投票制度の概要をお付けしています。本年3月の市議会臨時会で、議員案として、市民参加条例を改正して市民投票を盛り込む条例が提案され、可決されております。その概要ですが、主に市民は市政の重要事項について、有資格者の100分の13以上の署名をもって、市民投票をすることを請求できる。それから、投票資格者は、公職選挙法により範囲を広げ、18歳以上で永住外国人も含むとしています。それから、市民投票を実施した結果、投票資格者総数の3分の1以上により選択されたときは、市長や市議会はそれを尊重するといった概要になります。

本条例は、施行日が9月1日となっておりますが、資格者が公職選挙法より範囲を広げ18歳以上で永住外国人も含むことになっていることから、請求があったときは選挙人名簿の作成なども含めて既存の選挙のシステムでは対応できないことから、新たにシステム整備をする必要があるものです。

諮問第9号が条例第12条に基づく外部提供に関する諮問です。投票資格者名簿を作成するに当たり、18歳以上の永住外国人を抽出する際に、外国人登録原票を利用することについて、外部提供を受けたいというものです。

諮問第10号は、条例第14条に基づく電子計算組織に記録する個人情報に関する諮問です。市民投票資格者、18歳以上の永住外国人を含む市民に係る個人情報に電子計算組織に記録されます。個人情報の記録項目は氏名、住所、生年月日、在留資格、在留期間となります。

最後に諮問第11号は、条例第27条第3項に基づく個人情報の取扱いに関する

る事務処理の委託に関する諮問です。公職選挙法に基づく選挙等に係るシステムは、既に導入され、各選挙において機能しているわけですが、繰り返しになりますが、資格要件が拡大されましたので、システム上、新たな整備が必要になるものです。選挙のシステムとしては、大きく二つの契約に分かれておりまして、一つは住民基本台帳等から有資格者を抽出し、投票資格者名簿を作成するまでのシステムです。21ページ、仕様別紙を御覧ください。通常の実人名簿の作成等については、市の基幹系システムのサブシステムとして既に機能していますが、今回、新たにそのシステムに機能を追加する形になります。仕様書にもありますように、既存システムに機能追加をする旨、そして個人情報の取扱いにつきましても、個人情報保護条例を遵守することをうたうとともに、22ページ、元の基幹系システム契約で盛り込まれた契約条項を適用するという形にしております。

委託先は、既に基幹系システムの契約をしております事業者と随意契約をする予定です。そして、もう一つが実際の投票の執行に当たり、主に各投票所での受付確認で使うシステムです。こちらは23ページ、仕様書(案)を御覧ください。先ほどの基幹系システムによって作られた投票資格者リストが移し込まれ、実際の投票所での投票の執行、こちらの受付表のバーコードを読み取り本人確認を行う、投票録を作成するといったシステムです。こちらにつきましても、通常の実選挙においては、既に用いられており、そのシステムに機能を追加するものです。委託先は現契約の相手方と随意契約をする予定です。

今回、いずれの契約につきましても、実際はシステムの機能を追加するものですが、市民投票制度という大きな制度であり、また、取り扱われるデータも大変大きいことから諮問事項とさせていただきました。

それからお手数ですが、個人情報保有等届出状況報告書にお戻りください。8ページ、届出番号60-70は「市民投票システム」及び9ページ、届出番号60-71は「市民投票資格者名簿」です。電子データとして、また、文書として係る必要個人情報が保有されることとなります。

【会長】

これらの案件も、届出事項と関連して説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【新実委員】

一般の実選挙と、ここで言う市民投票の制度は違うということをおっしゃられたのですね。したがって、どの辺がどのように違っているのか、少し詳細に教えて

いただけませんか。

【企画政策課長】

まず大きな点は、一般的な選挙につきましては有権者が20歳以上ですが、御提案しています市民投票は18歳から、それから外国人の方が参加でき、より広く市民の御意見を取り入れていくというのが、一番大きな違いだと思います。

それから、選挙の場合は、人を選ぶということですが、この市民投票の場合は、要するに一定議論を深めていただいて、重要な問題、重要な政策において賛否を問う、原則、二者択一で賛否を問う形式ということが大きな違いだと思います。

【会 長】

他に御意見、御質問があればお受けします。

【仮野委員】

質問ですが、一点は二者択一で、これは紙で賛成と反対のどちらかに○を入れるような方式ですか。それともう一点は、近々この市民投票は考えられているのですか。そういう動きがあるのか教えてください。

【企画政策課長】

投票形式ですが、議論がまず十分に行われることが原則です。議論が十分に行われた後に、選択肢が二つに集約されている状況において行われます。したがって、○か×か、A又はBの二者択一も可能だということで御理解いただきたいと思います。

現在の状況等ですが、何とも申し上げるのが難しいところでございますが、現時点では把握してございません。

【仮野委員】

分かりました。紙でなくて電子投票システムを入れた方が早いではありませんか。

【選挙管理委員会事務局長】

現在、岡山県新見市が先行して電子投票を行っておりますが、まだ全体的には投票用紙で投票しているという現状がありますので、それに基づいて私どもは実施させていただきます。

【会 長】

早晩、日本の技術革新も相当な精度で進めて、学会等でいろいろな研究方法がございますので、我が国の地方制度は電子化、特にデジタル化される可能性が大きいと個人的には予測しておりますので、ただいまのような御意見はごもっとも

だと了解いたします。

他に御質問等よろしいですか。特に御意見がないようですので、これを承認いたします。

それでは、その他の審議事項に入りたいと思いますので、説明をお願いいたします。

【総務課長】

お手元に「平成20年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況」をお配りさせていただきました。こちらにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

【会 長】

お手元の分厚い運用状況につきましては、総括の報告書が総務課情報公開係からこの6月に出ておりまして、お手元に配布いたしております。これはいずれも我々がかかわったものを集約した記録です。これを時間のあるときに、ぜひお目通しをお願いしたいと思います。

それでは、審議会委員の任期満了についてお願いいたします。

【総務部長】

委員の皆様の任期につきましては、9月30日をもちまして任期満了となります。この間、委員の皆様におかれましては、慎重なる御審議をいただきまして誠にありがとうございました。また、今後ともよろしくをお願いいたします。

【会 長】

それでは、最後に次回の開催日程ですが、ただいまの委員の任期満了の件もございしますが、事務局案では会議室の空き状況の関係から、11月6日金曜日に決めさせていただきたいということでございます。よろしいでしょうか。

御了承いただけるようであれば、今回は11月6日金曜日、午後6時から当801会議室で開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の情報公開・個人情報保護審議会の手配された審議案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。